

**甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める告示の一部を改正する件について**

消防庁予防課

**1. 改正概要**

今般、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていることを踏まえ、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた専修学校における教育の充実を図るため、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正が行われた（学校教育法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 50 号））。

この改正に伴い、甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める告示（平成 6 年消防庁告示第 11 号）について、所要の改正を行う。

**2. 改正内容**

甲種消防設備士試験の受験資格については、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）とその委任を受けた消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）で複数の類型を規定している。受験資格の一類型として、一定の学校において機械等に関する授業科目を 15 単位（一定の授業時間を一単位と換算）以上修得した者が同規則において定められているが、一定の学校の類型について、具体的に本告示で定めている。

本告示では、学校の類型として、大学や高等専門学校等におかれる専攻科等が定められているところ、今般の学校教育法の改正において、専修学校に専攻科をおくことができるとされたことに伴い、専修学校におかれる専攻科についても対象となるよう改正を行う。

また、短期大学は大学に包含されており、規定の適正化の観点から、併せて改正を行う。

**3. 施行期日**

公布の日

**4. 経過措置**

なし